

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年6月27日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 0件

3. GIIIグレード 10件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	中央操作室の主復水器ホットウェル/常用復水貯蔵槽水位用記録計において、正しい記録用紙が使用されていないことを確認した。当該記録用紙を正しいものに交換。	
2	3号機	タービン建屋の屋上に設置されている笠木(屋上外縁部の上部のカバー)の一部が外れていることを確認した。当該笠木を点検・修理。	
3	4号機	換気空調補機非常用冷却水系において、冷凍機の凝縮水流量計検出元弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
4	5号機	タービン建屋のクレーン点検用高所作業台(電動)の点検時、電源箱内のケーブル識別チューブの1つに溶けた跡を確認した。当該事象の原因を調査。	
5	5号機	原子炉補機冷却系の所内温水系熱交換器(A)出入口弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
6	6号機	原子炉建屋天井クレーンの点検時、補巻他が一時的に動作が停止したことを確認した。当該事象の原因を調査。	
7	6号機	使用済燃料プールにおいて、燃料集合体の外周部に異物らしきもの(確認できる範囲では、長さ:約10mm 太さ:約0.2mm(1本))があることを確認した。当該の異物らしきものについては、回収が困難であることから、当該燃料集合体を今後も使用済燃料プール内で適切に保管。なお、当該燃料集合体は今後使用する予定なし。【平成25年6月24日公表済み】 http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/press_kk/2013/pdf/25062401p.pdf	
8	6号機	廃棄物処理建屋(地下3階)~タービン建屋間エキスパンションジョイント部(建物間をつなぐ部分の緩衝部)に水溜まり(約240cc、汚染なし)を確認した。当該箇所を拭き取り済み。	
9	7号機	タービン建屋補機冷却系の熱交換器(C)の水室ドレン/ストレーナドレン弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
10	その他	荒浜側焼却建屋の給気ユニット冷水供給弁にシートパスを確認した。当該弁を点検・修理。	
—	1号機	圧力調整用消火ポンプ(B)の点検時、ドレン配管に詰まりを確認した。当該配管を点検・修理。 平成25年7月9日再審議にてグレード変更 GIII→その他	